

日本向け輸出牛肉等に係る輸入条件について (BSE関連のみ抜粋)

資料2 - 6

		オーストラリア GBR: (2004年7月) OIE:清浄国	ニュージーランド GBR: (2005年5月) OIE:清浄国	メキシコ GBR: (2004年7月)	チリ GBR: (2005年6月) OIE:暫定清浄国	米国 GBR: (2004年7月)
食品衛生		・食品について、SRMの輸入自粛を指導。(平成16年7月30日食安監発第0730003号)				
		・牛肉等について、輸出国政府が発行する検査証明書等により、家畜の伝染病の病原体を広げる恐れがないと認められること。 ・飼料・肥料用について、SRMの輸入自粛を指導(平成16年8月11日16消安第4012号) ・飼料・肥料に供される動物性加工蛋白(特定の要件を満たすものを除く)の輸入停止。				
家畜衛生	締結年月	平成5年9月	平成5年1月	平成17年8月	平成8年11月	平成17年12月
	指定施設の条件	・日本向け輸出食肉等を取り扱うためのと畜場、食肉加工施設及び保管施設等は、当該政府機関に指定された施設であること。 ・指定施設では、当該国又は第3清浄国 ^{注2} 産の動物又は食肉のみを取り扱っていること(米国を除く)。				
	日本向け牛肉等	当該国又は第3清浄国 ^{注2} において出生し飼養された牛由来であること。				
	と殺用畜	当該国政府獣医官によると殺前・後の検査において、家畜の伝染性疾病のいかなる兆候も認められなかったものであること。				
	SRM除去			頭部(舌、頬肉を除く)、脊髄、回腸遠位部(盲腸接続部より2メートルの部分)、脊柱(骨、背根神経節等の構成部分)を含まない。		牛の頭部(衛生的に除去された舌、頬肉を除く)、扁桃、脊髄、回腸遠位部(盲腸接続部より2メートルの部分)及び脊柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く)を含まない。
	飼料規制					米国政府はBSEの侵入防止、まん延防止及び摘発のための措置を継続する。これら措置にはSRM除去、効果的な飼料規制及びサーベイランスプログラムが含まれる。米国政府がBSEに関する規制・対策の改廃を行う場合、米国農務省は事前に日本国家畜衛生当局に通報すること。
	サーベイランス					
月齢条件					出生記録又は格付等級(A40以下)に基づき、と畜時において20か月齢以下の牛由来であること。	

注1: BSE発生国(米国・カナダを除く。)については、牛肉等(牛肉、牛臓器、加熱処理肉、加熱処理臓器、牛肉及び牛臓器を原料とした加工品、牛未受精卵)の輸入停止。

注2: 牛に係る第3清浄国(牛疫、口蹄疫、アフリカ豚コレラ、牛海綿状脳症について清浄と認めている国・地域)は、ルウェー、ハンガリー、アイスランド、メキシコ、ペリズ、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラガ、コスタリカ、パナマ、ドミニカ共和国、チリ、北マリアナ諸島、ニュージーランド、バヌアツ、ニュー・カレドニア、オーストラリアである(平成17年11月24日現在)。

		ヴァヌアツ共和国 GBR: (2002年6月)	パナマ GBR: (2005年6月)	コスタ・リカ GBR: (2005年2月)	カナダ GBR: (2004年7月)	ノルウェイ GBR: (2004年7月)
食品衛生		・食品について、SRMの輸入自粛を指導。(平成16年7月30日食安監発第0730003号)				
家畜衛生 輸出 政府 が 検査 証明 書を 発行 する ため の 要件 (家畜 衛生 条件)		・牛肉等について、輸出国政府が発行する検査証明書等により、家畜の伝染病の病原体を広げる恐れがないと認められること。 ・飼料・肥料用について、SRMの輸入自粛を指導(平成16年8月11日16消安第4012号) ・飼料・肥料に供される動物性加工蛋白(特定の要件を満たすものを除く)の輸入停止。				
	締結年月	平成4年5月	平成5年3月	平成4年5月	平成17年12月	平成4年5月
	指定施設の条件	・日本向け輸出食肉等を取り扱うための畜場、食肉加工施設及び保管施設等は、当該政府機関に指定された施設であること。 ・指定施設では、当該国又は第3清浄国 ^{注2} 産の動物又は食肉のみを取り扱っていること(カナダを除く)。				
	日本向け牛肉等	当該国又は第3清浄国 ^{注2} において出生し飼養された牛由来であること。				
	と殺用畜	当該国政府獣医官によるとと殺前・後の検査において、家畜の伝染性疾患のいかなる兆候も認められなかったものであること。				
	SRM除去				牛の頭部(衛生的に除去された舌、頬肉を除く)、扁桃、脊髄、回腸遠位部(盲腸接続部より2メートルの部分)及び脊柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く)を含まない。	
	飼料規制				カナダ食品検査庁(CFIA)はBSEの侵入防止、まん延防止及び摘発のための措置を継続する。これら措置にはSRM除去、効果的な飼料規制及びサーベイランスプログラムが含まれる。CFIAがBSEに関する規制・対策の改廃を行う場合、CFIAは事前に日本国家畜衛生当局に通報すること。	
	サーベイランス				20か月齢以下の牛からの製品のみが、日本向け輸出用として加工・認定されること。	
月齢条件						

		ハンガリー GBR: (2001年3月)	ニカラグア GBR: (2005年2月)	ブラジル GBR: (2005年6月)	中華人民共和国	アルゼンティン GBR: (2005年6月) OIE:清浄国
食品衛生		・食品について、SRMの輸入自粛を指導。(平成16年7月30日食安監発第0730003号)				
家畜衛生	輸出国政府が検査証明書を発行するための要件(家畜衛生条件)	・牛肉等について、輸出国政府が発行する検査証明書等により、家畜の伝染病の病原体を広げる恐れがないと認められること。 ・飼料・肥料用について、SRMの輸入自粛を指導。(平成16年8月11日16消安第4012号) ・飼料・肥料に供される動物性加工蛋白(特定の要件を満たすものを除く)の輸入停止。				
	締結年月	平成11年5月	昭和47年2月	平成17年10月	平成15年2月	平成16年11月
	指定施設の条件	・日本向け輸出食肉等を取り扱うためのと畜場、食肉加工施設及び保管施設等は、当該政府機関に指定された施設であること。 ・指定施設では、当該国又は第3清浄国 ^{注2} 産の動物又は食肉のみを取り扱っていること(ハンガリーのみ)。		日本向け輸出食肉等を取り扱うためのと畜場、加熱処理前加工及び保管施設は、当該政府機関に指定された施設であること。日本向け加熱処理肉等の生産のための加熱処理施設は、日本の農林水産大臣により指定された施設であること。		
	日本向け牛肉等	当該国又は第3清浄国 ^{注2} において出生し飼養された牛由来であること。	当該国において出生し飼養された牛由来であること。	当該国又はBSE発生国以外の国において出生し飼養された牛由来であること。		
	と殺用畜	当該国政府獣医官によるとと殺前・後の検査において、家畜の伝染性疾病のいかなる兆候も認められなかったものであること。				
	SRM除去			消化管、頭部(舌及び頬肉を除く)、脊髄、脊柱(骨、背根神経節等の構成部分)を除く。また、加熱処理の際は全ての骨を除く。	消化管を除く。また、加熱処理の際は全ての骨を除く。中国にはBSEの発生がないこと又は骨、脳、眼、脊髄、扁桃、胸腺、脾臓及び回腸遠位部は、と殺時にすべて取り除かれること。	消化管、頭部(舌及び頬肉を除く)、脊髄、脊柱(骨、背根神経節等の構成部分)を除く。また、加熱処理の際は全ての骨を除く。
	飼料規制				中国にはBSEの発生がないこと又は反芻動物から生産された肉骨粉の反芻動物への給与の禁止が有効に実施された後に生まれたものであること、または、反芻動物の肉骨粉が給与されなかったこと。	
サーベイランス				中国にはBSEの発生がないこと又はOIEコード第3.2.13.1条に基づく、有効かつ継続的なサーベイランス及びモニタリング制度が実施されていること。		
月齢条件						